

平成20年12月16日

小 浜 市

単品スライド条項の運用の拡充について

市が発注する工事において、平成20年8月11日に小浜市工事請負契約約款第25条第2項「単品スライド条項」の運用基準を定め、全国的に価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に、運用を図ってきたところですが、全国の地域や工事の内容によっては、これらの2品目の他にも、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めています。

このことから、市は単品スライド条項の運用を拡充することとします。

1 単品スライド条項の適用対象資材の拡大

原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼす場合には、発注者・受注者間の個別協議に基づき、「鋼材類」と「燃料油」の2品目の他にも、単品スライド条項の適用対象資材とすることができることとする。

2 請負代金額の変更の考え方

拡充前と同様、鋼材類の取り扱いに準じて適用。

3 適用日

平成20年12月16日

（参考） 従前からの考え方との比較

事 項	H20.8.11告示	今回告示
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも工事の請負代金額に大きな影響を及ぼすもの
品目の指定	2品目に限定	発注者・受注者間の個別協議
変動額算定ルール	工事の請負代金額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担	（同左）